

長崎市二輪車等駐車場（19 施設）及び長崎駅西口自動車整理場の
指定管理者の公募に関する質問への回答書（1 回目）

質問事項	質問内容	回答
業務仕様書 5 ページ 10-(1)-イについて	<p>■収支計算書作成に係る質問</p> <p>①既存契約済みの駐車機器の委託料（機器保守）と使用料及び賃借料についてご教授ください。</p> <p>②参考値として現状の駐車場電気使用料金、精算機通信利用料についてご教授ください。</p>	<p>①既存契約済みの駐車機器の委託料（機器保守）と使用料及び賃借料については、現指定管理者のノウハウ保護や競争性確保の観点から、ご回答できません。</p> <p>②精算機通信利用料については、上記①と同様の理由でご回答できません。駐車場電気使用料金については、別紙資料をご参照ください。</p>
募集要項 17 ページ 11【共通】9について	<p>■申請書類に係る質問：前提として弊社は株式会社です。</p> <p>抜粋) 前3 事業年度の収支計算書、事業報告書、・・・</p> <p>①上記の収支計算書は 18 ページ<株式会社>記載の貸借対照表、損益計算書を該当の提出書類として問題ないか。</p> <p>②上記の事業報告書は法人事業概況説明書を該当の提出書類として問題ないか。</p> <p>抜粋) <株式会社> 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、付属明細書、監査報告書</p> <p>③付属明細書としては何を提出されることを想定されておりますでしょうか。（例：科目内訳明細書、減価償却明細等）上記資料には毎ページ団体が特定できる情報が記載されており、黒塗りする必要があるため、必要分の資料のみご提出するようにはいただけるとありがたいです。</p> <p>④弊社は監査役設置会社ではないので、監査報告書を提出することができないのですが、提出書類から除くにあたって事前に事務局にお伝えする必要があるればお伝え方法をご教授ください。</p>	<p>①問題ありません。</p> <p>②株式会社においては、会社法第 435 条第 2 項の規定に規定する「事業報告並びにこれらの附属明細書」に該当する書類をご提出ください。</p> <p>③ 株式会社においては、会社計算規則第 117 条に該当する計算書類に係る附属明細書となります。以下の書類が分かる資料は全てご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 2. 引当金の明細 3. 販売費及び一般管理費の明細 など <p>④監査役・会計監査人を設置していない株式会社においては、上記③で回答いたしました書類と併せて、以下の書類をご提出ください。当該書類に該当するものが無い場合には、別途ご連絡をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税理士又は公認会計士による報告書又は意見書 2. 株主総会議事録 3. 法人税の申告の際に提出する上記③以外の書類
募集要項 9 ページ1について	<p>■駐車機器の費用計算に係る質問</p> <p>・この度入替対象となっている二輪車等駐車場の駐車機器構造・業務対象について、様式（個別ロック式・ゲート式）の定めがありますが、メーカー側と現地確認し、様式の変更等の内容でよりよい提案をいただいた場合検討、ご提案することは可能でしょうか。</p>	<p>・利用者の利便性向上やコスト縮減などが見込まれ、かつ募集要項 8 ページに記載している市が求める要求水準以上の機能が確保されるのであれば、提案することは可能です。</p>